

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和6年2月14日(水)			
会議時間	開会	午後2時00分	閉会	午後4時09分
場所	第2委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委員 齋 藤 禎 弘		委員 猪 股 晃	
	委員 岡 田 もとみ		委員 小 山 雄 幸	
	委員 千 田 恭 平		委員 佐 藤 浩	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	伊藤主任主事			
紹介議員	なし			
出席説明員	小崎農林部長 ほか5名 佐藤上下水道部長併任上下水道部長 ほか6名			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	所管事務調査 ・下水道等の普及について ・いわて南牛の普及・ブランド化について ・鳥獣対策について			
議事の経過	別紙のとおり			

# 産業建設常任委員会記録

令和6年2月14日

(開会 午後2時00分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

本日の委員会には、当局から農林部長、上下水道部長併任上下水道部長の出席を求めました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

これより所管事務調査を行います。

初めに、下水道等の普及についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

佐藤上下水道部長併任上下水道部長。

上下水道部長併任上下水道部長 : それでは、前回にお話をいただきました件につきまして、追加で資料のほうを用意させていただいております。

この資料につきましては、地域ごとに全世帯数をまずは表記いたしまして、その中で、下水道等の区域の世帯数を①としております。

②といたしまして、そのうち、実際に下水道等に接続している世帯数を記載しております。

①と②、これは分母が①で、②を分子にすると、下水道等に接続している世帯の割合が出てくるというような、そういった式になってございます。

さらに、全体の数から下水道等に接続していない世帯数を③といたしまして、①から③を割って、下水道等に接続していない世帯の割合を出したというものであります。

詳細の数字につきまして、下水道課長のほうから説明させていただきます。

委員長 : 小山下水道課長。

下水道課長 : それでは、私のほうから、資料について説明をさせていただきます。

表の見方は、ただいま部長からお話があたりでございます。

それで、まず表の左側になります全世帯数ということですが、これは住民基本台帳による世帯数ということで、全体の世帯数が4万4,536世帯、そのうち下水道等区域の世帯数となりますと、2万3,431戸ということで、下水道等区域につきましては、下水道区域と農業集落排水区域ということになります。

下水道区域の世帯数については、供用開始した区域内の世帯数ということですが、

それから、事業所等については、世帯数には含まれておりません。

それで、下水道等に接続している世帯数ということになりますけれども、これが全体で1万6,728戸、下水道等に接続している割合が71.39%ということになります。

それで、③の下水道等に接続していない世帯数になりますが、これが全体で6,703戸、

下水道等に接続していない世帯の割合が28.61%ということになります。

下水道等に接続していない世帯の処理方法ということで、合併処理浄化槽、それからくみ取りということで分類させていただきました。

下水道等に接続していない世帯で合併処理浄化槽を設置している世帯が全体で518戸、くみ取りが6,185戸ということになります。

このくみ取りの中には、単独浄化槽を設定している分もくみ取りということで集計させていただいております。

接続状況については、以上ということになります。

それから、前回、産業建設常任委員会で、供用開始から3年以上経過して未接続は幾らかという御質問がありました。

それにつきましては、一関地域と千厩地域を除く地域につきましては、全て接続していないのは3年以上経過しているということになります。

それで、一関地域につきましては、3年以上経過して接続していない世帯数3,987戸のうち、3,528戸が3年以上経過しても接続していない世帯数です。

千厩地域につきましては、下水道等に接続していない世帯数568戸のうち、537戸が3年以上経過しても接続していないという世帯数になります。

合計で、全体の6,703戸のうち、6,213戸が供用開始から3年以上経過してもまだ接続となっていない世帯数ということになります。

以上であります。

よろしく願いいたします。

委員長：それでは、質疑を行います。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：前回そういうことで数字をつかんでいないというのは、ちょっとうまくないよねというような話をしたのですが、今度これを見て、接続をしていない世帯をどんどん接続するように、まず歩くというような話でしたが、目標みたいなものを持っているのですか。

100%なら非常にいいのですけれども、接続していない世帯の理由も前回出たけれども、どのぐらいまでの率をまず目途としているのか、そういった数字はあるのですか。

委員長：佐藤上下水道部長併任上下水道部長。

上下水道部長併任上下水道部長：まず、汚水処理計画のほうで、水洗化率ですとか汚水処理人口の普及率というのを目標に掲げておりますので、これに向けてまずは取り組むということとをこれまでもやっていましたし、今後もやっていきたいということで考えております。

また例えば、実際には戸別訪問等も新型コロナウイルス感染症が落ち着いて、ようやくまた再開し始めたところではありますが、実際に戸別訪問で何戸具体的に歩くかというような、そこまでの目標は現時点ではまだ設けていないところでございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：接続していないところの理由の中に、やはり合併処理浄化槽をやっているの、割と公共下水道につなげなくても十分生活できるというのは、それでいいのだという方が結構いる。

これだと、518戸合併処理浄化槽でやっている人がいるようだけれども、私どもの清和会のほうで市長への提言の中でも言ったのですけれども、公共下水道につなぐために、そういった補助金はないけれども、そういった経費の負担を何とかそれを制度化できないかというようなことで要望したのですけれども、やはり中には、合併処理浄化槽でいいのだというようなことになると、公共下水道、工事する際に、工事が終わったらつなぎますかとかのアンケートはやって、そのときにはいと言っているところもあるけれども、やはり実際に合併処理浄化槽で処理できているから別につながなくてもいいという方の中には、やはり工事費用がかなり高くかかるということをつないでいないという方もよくいるようなので、その辺の制度的なものというのは、検討の余地はあるのでしょうか、その辺ちょっとお伺いします。

委員長：佐藤上下水道部長併任上下水道部長。

上下水道部長併任上下水道部長：そういった支援制度につきましては、これまでも他市の事例なども参考に、こちらでもいろいろとどういった支援制度が考えられるのかというのは検討した経過がございます。

直近では、まずは管路の長い分について支援するというような制度を設けたところではございます。

お話しいただきましたとおり、浄化槽をお使いの方が今すぐ下水道につなげなくてもというお話もございまして、また一番は、かかる経費です。

これが大きいところでございます。

私どもも、そういった方にすぐ切り替えてくださいというのも、なかなかこれは現実的には難しい話でございますので、一つはタイミングと申しますか、建設部を確認しましたところ、建築確認申請が出てくる案件のうち、過去5年間、直近5年間で96%が水洗化で、下水道もしくは浄化槽だということをこの間調べたところでございました。

そういった、いずれ家を建てられる際ですとか増築をされる際とか、そういったタイミングでは水洗化が進んでいるということで押さえておりますので、タイミングを見ながら、そういった切り替えをお願いしていただけたらと思っておりますし、補助制度につきましては、今後もどういった支援制度が考えられるのかというのは研究してまいりたいと思います。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：確かに、既につないでいる方々は、自力でやってきたというのと、今後やる場所に支援制度というのが不公平というか、そういったことがあるか分からないけれど

も、いずれ、今部長に答弁していただいたように、検討していくというか、その辺について研究していくということですので、よろしくお願ひしたいと思いますが、つながなければ罰則というのが何か説明書には書いていたような気がするのですけれども、実際には、そこを適用しているようなことはないのでしょうか、今までは。

委員長：小山下水道課長。

下水道課長：罰則につきましては、市で改善命令とか、そういった命令を出しても従わないという方に対して罰則を適用しておりますけれども、今までそういったことはありません。

委員長：千田委員。

千田委員：未接続の理由の一番多いのが、多分、工事費用だと思います。

それで、実際に幾らかかるのかと、もし自分のうちでつないだ場合に幾らかかるのかと、正確に業者に出してもらおうというのは案外難しいのです。

それで、もう少し、まだ未接続の6,700世帯あるのだけれども、こういった方々が本当に自分のうちでつないだ場合に幾らかかるのかというのをまず認識してもらうのが第一歩かと思います。

では、どこの機関がどのような形でやればいいのかということなのだけれども、スタートしたときには、かなり業者も忙しくて、私もつなごうと思ったのだけれども、実際に頼んだところ、ちょっと一、二年は無理ですよというようなことを言われて、そのままずるずるとなっている状況なのですが、見積りを未接続の方が簡単にできるような、そういう施策を市のほうで後押ししていただきたいと思っていました。

現場を見るのはもちろんかもしれないけれども、既に家自体はもう建っているところで、そこで、例えばくみ取りだったり、浄化槽が入っているわけだから、もしかすると、家を建てたときの建築確認の図面を見ればできるかもしれないので、そのあたりも含めて、業者の方に簡単につなごうかと思っているような家庭にもうひと押しする意味で、早く正確な金額を出していただけるような方策を市のほうで少し考えていただきたいと思っていました。

いかがでしょうか。

委員長：佐藤上下水道部長併任上下水道部長。

上下水道部長併任上下水道部長：ありがとうございます。

現在市では、ホームページのほうで簡単なシミュレーションができるようなものを用意はしているわけですが、条件によりまして、工事費というのは、それぞれかなり違うところもあろうかと思ひます。

今お話しいただきましたことは大変貴重な御意見と受け止めさせていただきます、排水設備指定工事店などと、そういったこと取組が可能かどうか相談してまいりたい

と思います。

委員長：岡田委員。

岡田委員：下水道等に接続していない世帯の割合というところで、合計の平均が28.61%に対して、特に千厩地域が56.29%、大東地域が4割という形で、接続していない世帯の割合がかなり高いのですけれども、これには何か特別な要因というものがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

委員長：佐藤上下水道部長併任上下水道部長。

上下水道部長併任上下水道部長：特にこちらで、例えば、大東地域がつないでいない割合が高いということの要因というのは、現時点で特徴的なものということで押さえているものはございません。

千厩地域につきましては、現在も下水道のほうで拡張工事が進んでおりますので、今後こちらのほうでも、接続につきましてPRしてまいりたいというように考えております。

委員長：猪股委員。

猪股委員：ちょっと観点が少し違うのですけれども、この下水道普及の主要因というのは、水質汚濁の防止というのが一番の要因かと思っております。

それで、水質汚濁の観点から言うと、アプローチの仕方というのは様々あると思うのですけれども、もちろんダイレクトに下水道を普及しましょうというようなことが手法としてあるのですけれども、一方、水質汚濁というような部分についてのPRとか、主には、生活排水の洗い水とかがそのまま流れていくというようなところが一番大きい要因なのではないかと、大体くみ取りですから、そういうことはないのだと思うのですけれども、そこら辺というのは、一般的には、市民は分かっていると思うのですけれども、水質汚濁の分での生活排水を出すということの部分では、なるべく浄化して出すような形が望ましいと。

しかし、今までのPRの仕方の取組というのは、あまりないような感じはするのですけれども、そこら辺はどう捉えているのでしょうか。

委員長：佐藤上下水道部長併任上下水道部長。

上下水道部長併任上下水道部長：お話のありましたとおり、現在の普及というのは、どちらかというと、それぞれのお宅の水洗化を進めましょうというような個々の話のほうを中心にしまして、全体的なそういった水質汚濁、環境衛生という部分というのは、確かに下水道が始まった頃から見ると、そういった部分のPRというのは、私どもも少なくなってきたのかもしれません。

そういったところも含めて、もう一度PRについて、全体的なPRと、あとは個々の家庭の生活の快適さというような、そういった両面でPRをしていきたいと思っています。

実は、令和6年度につきましては、下水道の日、9月10日というのがありまして、そういった日に合わせた、月に合わせたPRもしていきたいというように考えておりますので、お話ししていただいたようなことも含めて、PRに取り組んでまいりたいと思います。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：何回か聞いたことなのですが、下水道を普及している地域で、下水道を接続した世帯とそうでない世帯が混在している状況なのですが、やはり接続したほうからは、高い金をかけてやったのに隣ではまだやっていない、くみ取りの臭いもひどいというようなそういった声も少なからず聞かれます。

そんな中で、この数字は12月末ということなのですが、現在どのぐらい工事をされているのかというのが分かればお聞かせください。

委員長：佐藤上下水道部長併任上下水道部長。

上下水道部長併任上下水道部長：現在、工事の状況につきましては、一関地域につきましては、赤荻地区で工事を進めております。

特に主な地域は、高速道路から西側の地域を今工事のほう進んでおります。

千厩地域につきましては、東小田地域などで工事を進めているという状況でございます。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：聞いていて分からなかったのですが、実際に下水道が通っていて、そこに接続工事を行っている件数ですね、もし分かればどのぐらいあるのかお尋ねします。

委員長：佐藤上下水道部長併任上下水道部長。

上下水道部長併任上下水道部長：例を挙げますと、今年度供用開始になった区域で接続していただいた世帯というのは、一関地域で31世帯、千厩地域で6世帯というような状況でございます。

今年度供用開始になったという限定で、今例を申し上げます。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：今、下水道に接続していない世帯数が6,700世帯もあるという中に、もう高齢

者世帯でつなぐ見込みはないだろうとか、やらないだろうとか、それから、一人世帯だからもう家族もいないので、もうつながないとか、100%になることは多分ないと思うのだけれども、そういった見通しというのは立ててあるのですか。

委員長：佐藤上下水道部長併任上下水道部長。

上下水道部長併任上下水道部長：下水道等に接続していないこの6,700世帯の方の、実はまだまだと申しますか、アンケート調査等は実施しておりませんで、どういった事情で接続されていないのかというところの分析まではできていないところでございます。

具体的な分析です。

ただ、こちらでも下水道の懇談会ですとか、あとは工事の説明会等の際にいただいた御意見だったり、そういった話で前回もお話をさせていただいたような背景があるというところは捉えているところでございます。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で質疑を終わります。

以上で、下水道等の普及についての調査を終わります。

佐藤上下水道部長をはじめ、職員の皆様、お忙しいところありがとうございました。

職員入替えのため、休憩いたします。

( 休憩 14:24～14:27 )

委員長：再開します。

次に、当委員会の調査事項の項目3の持続可能な農業振興の調査を行います。

まず、いわて南牛の普及、ブランド化についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

小崎農林部長。

農林部長：今、委員長からもお話がありましたとおり、持続可能な農業振興ということで、大きく2番目のいわて南牛の普及、ブランド化というのと、あとは、その後は3番目の鳥獣対策というものについて、今日は説明をさせていただきたいというように思います。

まず、最初にいわて南牛の普及、ブランド化について、生産流通課の日下畜産園芸係長のほうから説明をさせます。

委員長：日下畜産園芸係長。

畜産園芸係長：私のほうから、いわて南牛の普及、ブランド化についてということで説明させて

いただきたいと思いをします。

まず、いわて南牛とはということでございますが、一関市、平泉町で最長期間飼養された黒毛和種で、日本食肉格付A3等級以上の枝肉がいわて南牛となりますということで、ここで言う、日本食肉格付というのが高いのでA5、一番下がA1からなっているのですけれども、そのうち、真ん中のA3、A4、A5に当たる部分をいわて南牛ということで定めてございます。

いわて南牛の特徴につきましては、地元産の粗飼料ということで、良質な稲わらですとか乾草を多く与えながら、または、厳選した配合飼料を使って、子牛から地域で一貫して生産されているということで、子牛が生まれたときからお肉になるところまで、全で一関市で一貫して生産されているというのが特徴かなというところでございます。

生産状況につきましては、現在、生産者が37戸で、出荷頭数につきましては570頭という出荷の実績となっております。

いわて南牛の振興につきましては、いわて南牛振興協会が中心となって行っておりまして、一関市、平泉町、あと、JAいわて平泉、また、JAいわて平泉肥育牛部会で構成して、いわて南牛のブランド化ということで活動を展開しているところでございます。

次に、現状と課題でございますが、現状につきましては、やはり生産者の高齢化、担い手不足による生産者の減少ということで、平成30年と比較しますと、戸数で5戸ほど減少してございますし、出荷頭数につきましても、約90頭ほど減ってきているという状況でございます。

あと生産者につきましては、物価高騰の影響をかなり受けていまして、特に飼料費等の生産コストがかかっているということで、特に飼料費の高止まりが大きく影響してまいりまして、令和2年9月頃から徐々に上がってきて、高止まりになっているということで、経営はかなり厳しい状況にあるというように思っております。

消費面につきましても、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類移行による外食の機会が増えた、あとは、インバウンドが回復してきたことによりまして、消費というものを期待される部分もあったのですが、やはり物価高騰の影響によりまして、消費者につきましても、生活費の負担が増えたことによりまして、高級志向の高い牛肉から、やはり豚肉とか鶏肉というほうにシフトしたことによって、購入する機会が減って、需要が低下しているということが枝肉価格の下落にも結びついているということで、物価高騰の飼料費の高止まりですとか、消費が減ってきているというところが、子牛市場の価格にも影響が出ているというように捉えてございます。

課題といたしましては、やはりブランドを維持するための安定出荷頭数というものを現在570頭程度でございますが、1,000頭ほど確保するのが課題でございます。

やはり市場へ安定頭数を出荷するというのが、卸との関係の強化に結びつくものと考えてございます。

あとは、いわて南牛の取扱店ということで、一関地域、一関市、平泉町を合わせまして25店舗、今取扱いが行われているのですが、仕入れが大変だというようなところとか、コロナ禍で利用者が減ったというようなところで、現在休止されている店舗も中にはあります。

あとは、いわて南牛の生肉を随時取扱っているお店が、現在市内ですと、JAファー

マーズいわて平泉というところで、取扱店が少ないという課題がございます。

課題解決に向けて、今後の取組ということで載せてございます。

生産面でございますが、やはりいわて南牛の産地、ブランド化を維持するためには、頭数確保を進めるというのが重要だろうということで、市の独自事業におきまして、肥育素牛地域内保留対策事業に取り組んでございます。

令和4年度の実績ですと、導入、保留合わせまして、324頭に対して支援を行ってきたところでございますし、また、生産量を増やす取組の方法としては、繁殖と肥育、一貫生産を推進しながら、出荷頭数の確保を図ってまいりたいということで、繁殖、子取りから肥育から一貫して取り組んでいる農家は現在9戸ございますが、これについても増やしていきたいというように思っております。

流通につきましては、市内流通量を今以上に増やしたいと、確保したいということで、岩手県内への出荷、紫波町にあります岩手県の畜産流通センターのほうへの出荷頭数を拡大したいということで、目標としては、月に3頭程度、年間にすれば36頭ほどの市内流通、出荷を目標としてございます。

県内出荷を拡大するためにも、やはり市内の精肉店ですとか、スーパーへの取扱量を増やしていくという取組が必要ですので、そういった店舗を増やす取組というのも併せて行ってまいりたいと思っております。

消費に向けての取組でございますが、新たに、いわて南牛の取扱店を掘り起こすと。

併せまして、既存の取扱店への利用拡大支援を継続していきたいということで、特に、いわて南牛PR事業ということで、これは、いわて南牛振興協会のほうで取り組んでいる事業ですけれども、いわて南牛の消費に結びつく、PRに結びつく事業に対して支援をしていくということで行っております。

また、農業祭いわて南牛まつりの開催ですとか、あとは取扱店と連携をしての消費拡大の事業を図っていくということで、特に、いわて南牛フェア、これにつきましては、肥育牛部会が中心となって、道の駅で精肉販売ですとか、あとは牛串販売を行いながら、消費拡大、PRに結びつく取組を開催するですとか、あとは、東京ですとか市内で行われている商談会等への参加を進めたいというように思っております。

PRにつきましては、いわて南牛振興協会で行っているPRの取組を継続するとともに、市内のいわて南牛取扱店には、のぼり旗ですとか、いわて南牛のポスターを掲示してPRしていただいておりますので、そういった地道な取組も今後継続して進めて、いわて南牛の振興に努めてまいりたいというように思っております。

以上です。

よろしく申し上げます。

委員長：これより質疑を行います。

猪股委員。

猪股委員：いわて牛として岩手県から出ていくA3からA5の価格と、いわて南牛としてA3からA5の価格の差というのはどれぐらいあるのでしょうか、感覚的な部分でいいです。

調べてみないと分からないかもしれませんが。

委員長：日下畜産園芸係長。

畜産園芸係長：いわて牛といわて南牛の価格差ですが、いわて牛は、岩手県内のブランド牛の総称として、いわて牛という扱いで、価格差というところについては、現在把握はしていないところです。

委員長：猪股委員。

猪股委員：メリットがあるから独自ブランドをつくってやっているわけですね。

いわて牛で売ったって、いわて南牛で売ったってさして変わらないというのであれば、何も独自ブランドをつくらなくてもいいわけですし、独自ブランドで売っていくというのは、価格をバイヤーの方が高く買っていくというようなことだからこそ、地域ブランドを振興しましょうという話になっていると思うのです。

幾ら差があるのかというような、いわゆるブランドを持っていない、岩手県の中で地域ブランドを持っていない地域の人たちが、いわて牛という名前で、A5クラスの牛肉を出した場合に、どのくらい差があるかと、いわゆるその差があるからこそ、市としても頑張ってお金をつけて売っていくというようなストーリーが成り立つわけですね。

なので、ちょっとそこら辺の背景はどうなっているのかなということでお聞きしたかったです。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：若干、先ほど日下係長が話したのについて補足になるか分かりませんが、今、いわて南牛についても、いわて牛の中に入って、実際の枝肉市場では、いわて南牛といわて牛のスタンプというか、ブランド名の判こを2つ、ついでいただいています。

かつては、いわて南牛だけの名前で売っていましたが、いわて牛の中にも入りまして、ダブルスタンプと言うのですけれども、それがたしか6年ぐらい前からなっています。

それまでいろいろ生産者と、いわて牛として売るといふ部分についての議論はしてきましたけれども、価格差については申し訳ないですが、ちょっとデータを持っていませんけれども、いわて南牛もいわて牛も一番危機感を持っているのは頭数の減少です。

先ほど日下係長のほうから、安定出荷頭数1,000頭というように言いましたけれども、例えば、仙台牛、山形牛は、2,000頭から3,000頭クラスの出荷頭数を主に東京のほうに出荷しています。

ですから、常時安定的に出荷することで価格が取れているというものがありますので、いわて牛としても様々な地域ブランドを取り込んで、いわて牛といふかさを大きくして、価格を取ろうというようなことで声をかけられて、我々も入ったというようなことでございます。

ちなみに今のところ入っていないのは、前沢牛は入っていないということは聞いていましたが、それ以外の、例えば、きたかみ牛というような小さいところとか、あと、い

わて南牛のように、地域でのブランドではなくて、1業者で持っているようなブランド、民間の法人、会社でやっているようなブランドもいわて牛の中に入っているというようには伺っておりました。

やはり価格、品質よりも、そのロットの話になっていくようでございます。  
以上です。

委員長：猪股委員。

猪股委員：今、部長がおっしゃられるように、570頭程度のブランド化を維持していくというのは非常に難しい時代になってきているのではないかと、私自身も感じております。

今後、生産流通の部分で明るい展望でもあればですけども、先ほど言ったように、生産者そのものも減ってきていると、飼育頭数も減ってきていると、買うほうもなかなかそういうチャンネルがなくなってきている中では、いわて牛でのブランドの確立など、ある程度転換点に来ているところがあるのかと思っております、あまり私としては、いわて南牛の普及、ブランド化というような部分については、今後どうなのだろうというようなところはあります。

もちろん生産者もいますので、今今の時点としては、そのとおり振興を図ることについてはよろしいかと思われましても、ちょっと私個人的な意見かもしれませんが、今後の展望を考えた場合には、ある程度ブランドの統一をして、いわて牛というような形で売っていくという部分もある程度視野に入れて、これは肥育牛部会とかの方々の判断になってくると思うのですけれども、やっていかななくてはいけないのだろうと思っております。

大体、前段の部分でそういうことなのだろうということは聞いたのですけれども、具体のそこら辺の地元での議論というのはどの程度されているのですか、様子等をお願いします。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：先ほどロット頭数の話をしましたけれども、平成21年にできた以降は、1,000頭、1,200頭当たりまでであった時代がありましたが、そのうち大きな農場がこの協会、部会の組織から抜けていったことによりまして、個別農家の集まりだけの部会で、800頭なり600頭というような数字になっているのが現状でございます。

この頭数になってきて、さあどうするということは、やはり、当然生産者の方々と語り合っていかなければならない時期だというのは私も感じております。

片や、平成21年に立ち上げた頃にも、私、別の係だったのでですけども、やはりその一関地方の肥育牛を一つの冠、ブランドにしてとり進めていこうというように集まった2つの農協の2つの生産部会の方々、生産者の思いというものも、当然、私は感じてはいるのです。

ですから、その辺をどのタイミング、どういう落としどころがあるかというのは、やはりこれから話し合っていくべきだということに感じました。

なお、先ほど日下係長のほうからも説明がありましたが、今、生産部会の部会長、副部会長も大分若い方々になってきています。

その方々と話をすると、もっともっと地元で販売数量を増やして、自分たちがつくっているいわて南牛を地域の人たちに食べてほしいという思いがあって、さっき36頭という話をしましたけれども、そういうものも一つ取組の方向性だというように感じているところがございます。

以上です。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：ブランドということからすると、2番のいわて南牛の特徴というのは、四季折々と、この辺のいわて南牛の特徴というのは、もっと別に表現の仕方というのではないのでしょうか。

四季折々に恵まれた自然の中で良質な云々なんてどこでもやっていることではないのかと思うのだけれども、このいわて南牛を、こういうことで普及させたいのだと、もう少しこの辺の特徴の捉え方をほか人が分かるようなことをやったらいいのではないかと思うのですけれども、この特徴の捉え方についてどうですか。

どこに持っていったって同じ文句になるのではないかと、どこの牛も。

文章で書いてあるのはこのとおりだと思うけれども、どうなのですか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：おっしゃるとおり、ほかと変わりは、表現としては差別化されていない表現だというように思っております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：やはり、そういうところをPRしていく上で、どこかと違うのだというようなところがあってしかりだと思うし、今、部長から説明があった販売店、やはり市内に扱っているところがなくて、一関市民はオガタ牛を買いに行ってしまうのです。

だから、市内でJAファーマーズがやっているというのは、分かっている人はいるのだけれども、このいわて南牛を扱っているのを分かっていないというので、今、部長と日下係長が言ったように、やはりこの辺の地元での消費を拡大していった中で、俺のところのまの肉はうまいぞ、食べてみてとお歳暮で送ってみたり、PRで東京のほうに持って行って、共進会とか何かのときに売ったらどうかというのは聞いているけれども、そういう舌の肥えている人たち云々もいいけれども、頭数もこのくらいしか出てこないとすれば、地元で消費するほうが何となくブランド化を図る上で必要ではないかという思いがするのですけれども、実際に精肉店で扱うことは可能なのですか。

今3店舗しかないと言うけれども、実際に増やすことできるのですか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：我々は、取扱店まではいかないとしても、ぜひ使ってくださいという営業等はして歩いています。どうしても知名度としては、牛肉と言ったときに、岩手県で牛肉と言うと、まず前沢牛ですよと言われてしまうのが実態です。

例えば、岩手日日新聞の広告などを見ても、何とかホテルの何とかフェアのときに、なかなかいわて南牛と書いてある回数と前沢牛と書いてある回数は、圧倒的に前沢牛のほうが多いというのは実態です。

それがブランドの力の違いなのだろうというように感じています。

あと、肉の流通というのは、なかなか私たちも事細かに捉えていない部分はあるのですが、やはり売るほうとすれば、何ていうのでしょうか、買ってくれる人いれば、仕入れてもいいというような単純な話もあるものですから、そうなってくると、売り場をつくるのがいいのか、買ってくれる消費者をつくるのがいいかという部分で迷うところはあります。

あとは個別の精肉店では、いろいろな卸から取っているということであれば、どういうルートで、いわちくさんにつながっていくかということも分かった上でいかないと、当然、市内で八幡平牛を売っているところもあれば、いろいろなルートがあるようですので、それらはもっと我々も勉強しないと、ちょっと営業には行けないなという感じはしていました。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：ちょっと私的な話をしますけれども、俺らは、すき焼きというと、大体は豚肉だったのです。

大人になって初めてすき焼きするのは牛肉だというのが分かったので、だから要は、牛を食べる習慣というのか、一関市民の中で一関は牛肉をたくさん食べるまちだのように、牛肉をどんどん売り出すのだといったものを、ブランド化という具体的な活動をやっていくときに、そういう市民の方々に牛肉を食べてもらって、一関の牛をうまいぞというようなところを輝かせてほしいという思いがあります。

実際、現天皇がベリーノホテルに泊まったときに、メニューを出して、今日の食事どれにしますかと言ったら、前沢牛だと言ったのです、天皇陛下は。

そういう話を聞いているので、そこで前沢牛をやめて、いわて南牛がそのときにあれば、いわて南牛という、地元の肉ありますと言ったら、恐らく地元のを食べたと思うのです。

そういった意味で、市内の旅館なり飲食店なりに、いわて南牛の牛肉をどんどん使って、この地域文化に牛肉を根づかせるような仕組み、ブランド化というのを具体的にやったらいいのではないかという思いがします。

すき焼きは豚肉ではないのだと、俺は本当にそう思っていたものだから、やはり牛肉をみんなで食べるのだという、何かそういった感覚がほしいと思うけれども、部長はどう思いますか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：私案だという話ですが、私もすき焼きは豚肉でした。

まずそこから始まります。

やはり前沢牛であっても、前沢牛まつりという、独立したお祭りを持ち、そして、前沢牛を使った料理のいろいろな取組もありということですので、そういう実際消費者が食べてくれる、今だと農業祭でいわて南牛まつりと言っておきながら、買ってもらって終わっているのですけれども、実際口に入れて食べてもらうというような取組をしていかなないと、追いつくより前に差はもっと広がっていくのだろうなというように感じています。

あとは、いろいろいわて南牛を使ってメニューをつくって提供してくれているお店も複数ありますので、そういう方々ともっとタグを組んでいかなないと、いわて南牛を食べておいしかったよという声をもっと集められるようにしないといけないなというようには感じておりました。

委員長：岡田委員。

岡田委員：ブランドというものの考え方なのですが、先ほど猪股委員のほうからも転換期ではないかというようなお話がありました。

それで、私たちもどうやって畜産農家の方々を励ますような取組ができるのかなということで、先日、農業協同組合の肥育牛部会の方々ともちょっと懇談したのですが、結局、いわて南牛を本当に頑張って推していくのだという気持ちでいるのかなと思ったらそうではなくて、このいわて南牛を一関地域でつくっている牛肉を岩手県全体でいわて牛という形で進めていきたいという声はかなり大きくなっているということをお伺いしたのです。

そうしたときに、いろいろ地域のブランドが確立している中で、先ほど部長のほうからも、いわて牛という言葉がもう総称になっているという話があったのですが、肥育の方々を励ますためにも、このいわて南牛でなくても、いわて牛ということで推していくということが、かなり支援になるということを感じているのですが、前沢牛という独立した、しっかり全国的にも確立したブランドがある中で、岩手県の牛、いわて牛ということで、各地域のブランドをそれぞれやっているのですが、それを統一するという仕組みとか、そういうことは何か検討されているかどうかちょっとお伺いしたいと思うのですが。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：いわて牛自体は、いわて牛普及推進協議会という、岩手県が事務局を持っているのですけれども、そちらが定義をし、地域団体商標登録もしているブランドになります。

その中に一関市も加入しています。

ですので、何かちょっとなかなかうまく表現できないのですが、大きくいわて牛というブランドの中に、いわて南牛と小さい名前も入っているということですので、いわて牛ということだけでいくとすれば、いわて南牛振興協会自体をなくしてしまって、いわて牛の活動のみにしていくということになるのだと思いますけれども、その辺が今まで活動してきた生産者の中に、結局、東京食肉市場という品川にある、いわゆる芝浦市場と言われているところに出荷するのがほとんどなのです。

持っていけば、今日は、いわて南牛、いわて平泉ですというのは、もう誰が持ってきたかというのは、買ってくれる人は分かっているのです。

生産者名を見れば、どの人かも分かっているのです。

その中で、いわて南牛という名前で競りにかかっているだけです、買うほうからすれば、大きくはいわて牛を買っているという感覚だというように思いますし、いわて牛の中で、さっき言った評価がA5という一番上のランクのものになれば、いわて牛五つ星というシールも貼って、判こもつけて、枝肉が取引されているというのが実態でございます。

ちょっと答えになっていないかもしれませんが。

委員長：小山委員。

小山委員：ブランド化ということですが、仙台牛は、宮城県で生産された牛は仙台牛として出しているのですよね。

宮城県では、1本ではないかと思うのだけれども、それで岩手県の場合は、いわて牛という一つのくくりの中に、いわて南牛とか、それから前沢牛とか、あとは一関で言えば門崎丑とか、そういうのも入っていると。

そこで繁殖牛をたくさん市場に出して、それを岐阜県とかあっちのほうに多分行っているのではないかと思うのですけれども、いい牛のもとになるものを繁殖牛として出して、それがそちらのほうのブランドの牛として出てきているわけなのです。

だから、そういうノウハウも、やはりここで肥育してA5枝肉というか、いい肉をやるというか、そういう研修というのを、その肥育かけるところにもいろいろな特別な技術があると思うのだけれども、やはりそういうのを少し研究して、ブランド化というのをきちっとやって、そして、枝肉市場にも毎回優秀な枝肉が出荷されるようにしないと、なかなかこのブランド化というのはいまうまくいかないのではないかと思うのです。

いつもA3からA5というか、A3あたりの低いものだけでなく、時々A5が出たというような感じでは、なかなかブランドというのにはならないのではないかというように思うのです。

やはりそれには、肥育農家のすそ野を広げる部分で、そういうノウハウを育成するというか、そういうことでブランド化を進めていくというか、市としてそういう方策を考えられないのかと思うのですけれども、どうでしょうか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：出荷した肥育牛がいわて南牛の規格に合うかどうかという話になりますと、令和4年の出荷頭数のうちで、先ほどお話をしたいわて南牛になるA3以上になっている率は99%ですので、それもほとんどがA5、A4という状況ですから、そのA幾つという数字の規格だけでいけば、全て当産地から行っているのは、ほぼいわて南牛として販売をしているというような状況にはなっています。

もっと細かいことを言えば、そのA5の中にもまた別な指標があつて、1から12まであつてというのがあつてはありますが、そういういわて南牛として、規約の中では、それを生産できるような技術を持っている方々がほとんどだということに思っておりました。

ちなみに仙台牛の話がありましたけれども、宮城県から出ていく牛は、基本的には上位AB5等級は仙台牛、そして、AB4、AB3、C5というのは、仙台黒毛和牛という名前で流通されているのだそうです。

ですから、全て仙台牛ということではないと。

ただ、やはり宮城県全体を仙台牛というくくりで市場に送り出しますから、仙台牛の登米だとか、仙台牛の大崎だとかということの仕分けはあると思います、買ったほうでは。

ですから、そういう違いはあるということに思っておりました。

なお、やはりランクが低いところになると、地域の名前で売っているということはあるようです。

委員長：小山委員。

小山委員：私たちが店に行くと、前沢牛とか米沢牛、仙台牛もあるのだけれども、やはりそういうものが並んでいると、どうしてもそっちのほうに目がいくというか、そして、肉を比べてみると、やはりサシが入っているのがちょっと違うというか、肉自体の色も若干違うように思われるのです。

それを地域で販売していかないとなかなか普及していかないと思うのです。

だから、今、大きな薬局でも生肉を売るようになってきているのです。

そこへ行くと、前沢牛があるのだけれども、地元のものがないという、やはりそこはPRをもっとどんどんしないといけないのではないかと思うのですけれども、そこら辺のPRの仕方がいまいち、どこがするのか分からないのだけれども、足りないのではないかと思うのです。

若干、値段的に同じA5であっても、前沢牛より少し安くするとか、安くても前沢牛ぐらいになってきたなというようになれば、そこで自然とブランド力というのはついていくのではないかというように思うのです。

いいものを安くというか、そこら辺はうまく前沢牛と競合するような形でやって、PRして、そしてブランド力を上げていくというほうがいいのではないのでしょうか。

とりあえず、地域にいろいろな量販的な薬局がいっぱいできているので、そういうところに地元の肉がどんどん出てくるようであれば、精肉店も含めてPRしていただければと思うのですけれども、それはどこがやるものだからちょっと私には分かりませんけ

れども、その辺はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：まず、前段で前沢牛とか米沢牛とか仙台牛とか並んでいればという話で、そっちのほうに行ってしまうねというお話は、やはりそこがブランド力の違いなのだろうと思いますし、肉を取り扱っている業種の方には、並べられてもどれが前沢牛とか米沢牛かわからないと思いますという話も聞いたことがあるのですがけれども、そこは何を見るか、肉を見て、ラベルを見て、これは前沢牛だというように思うことがまずブランド力で我々が負けている部分だということには感じます。

それと、やはりさっきもお話ししましたけれども、近場で地元で売るというためには、さっき36頭の出荷という話をしましたけれども、やはり外から来た薬局のようなところでも安定して続けてもらわないと置けないということになれば、もっともっと地元で枝にするということをししないと、お店で受け取ってもらえないのではないかとように思いますので、それが結果的にどれだけ値段に反映されるのか、いっぱい枝にすることで、もしかすると安くなるかもしれませんが、そういう価格的な影響もちょっと考えなければならないというように思っています。

ちなみに、場所によっては、JAファーマーズで、いわて南牛と前沢牛と並んでいたようなのですが、前沢牛のほうが安くなっていたというときもあるそうです。

そこはやはり値段をつけるのはお店の方ですので、お店の方からすれば、購入した部位を全体で売って幾らということになってくれば、バーゲンするときもあると思いますし、あと高めに設定したほうが手を出してくれる人もいると思いますし、だから、その辺の価格という部分は、我々も消費者目線でしか見られないような状態です。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：さっきの市内のスーパーの部分で、JAファーマーズに常に置いているというのは、私も認知していましたので、市内流通確保のため、年目標36頭に増やしていくのだというようなお話がありますけれども、何か具体的取組というのはお考えなのでしょうか。

委員長：日下畜産園芸係長。

畜産園芸係長：頭数を増やす具体的な取組ということですが、今、肥育牛部会の方で、先ほども言ったように、市内流通を増やしたいということなので、東京に出荷している分を地元に向けて出荷するというので、その頭数については、肥育牛部会のほうを中心となって今調整をして、出荷していくということで進めていました。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：市内のスーパーで、イオンスーパーセンターですが、ショーケースがあるので

すが、中身が入っているのを1回も見たことなく、精肉で立派なコーナーがあるのですけれども、価格的には、先ほど芝浦市場に持っていくとおっしゃっていましたがけれども、いわちくさんの枝肉の価格差とかというのは、やはり生じるものなののでしょうか。

委員長：日下畜産園芸係長。

畜産園芸係長：いわて南牛、前沢牛にかかわらずですけれども、東京に出荷すると競りにかけられて値段が決まるという仕組みなのですけれども、岩手県の畜産流通センターの出荷したときには、競りではなくて、相対価格ということで、そのときの品質によつての価格に基づいた価格設定というようになっているということが進められています。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：価格はどうなのですか、芝浦と比較した場合。

委員長：日下畜産園芸係長。

畜産園芸係長：岩手県内の畜産流通センターの価格も、全国の取引価格等を参考にして価格を設定されているので、それほど大きく差はないと感じております。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：肉質の違いを出すために、えさの配合の方法とかそういったのを違えてやったら、もっといい肉ができるとか、そういう差別化というのは図れないのですか。

委員長：日下畜産園芸係長。

畜産園芸係長：配合飼料の関係ですけれども、やはりいわて南牛をつくるために、共通の飼料ということで、いわてビーフという飼料をメインに使っている方が多いわけですが、やはり、その生産者によって特徴を出すために、別に配合を変えたりですとか、そういった取組をされている農家も実際にいます。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：前沢牛と、いわて南牛で差をつけるためにというか、前沢牛の配合飼料と、いわて南牛の配合飼料というのは全然違うものなのですか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：同じものか違うものかまでは把握しておりません。

ただ、やはり生産部会の方々、個人経営の農家の方々ですので、今までいろいろな勉強をされたり、いろいろな試行錯誤をした中で、自分がこれでいこうというような餌を作っている方もいると思いますので、産地として統合したり、恐らく前沢に行って、何か変えているのですかと聞いても教えてくれるものかどうかはちょっと分かりませんが、やはりその辺が生産者同士のつながりぐらいしかないのかというようには感じています。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で、いわて南牛の普及、ブランド化についての調査を終わります。席替えのため暫時休憩します。

(休憩 15:14~15:15)

委員長：再開します。  
次に、鳥獣対策について議題といたします。  
当局より説明を求めます。  
小崎農林部長。

農林部長：次に、鳥獣対策についてということで、資料は、市の鳥獣被害対策についてという資料を準備をさせていただきました。

担当は、林政推進課でございまして、担当の佐々木主事のほうから説明をさせていただきます。

委員長：佐々木主事。

林政推進課主事：それでは、市の鳥獣被害対策についてということで説明させていただきます。

一関市の鳥獣被害では、主にイノシシ、鹿、熊の出没といったような大型獣の被害が多いことから、市は、これらをメインとした対策を行っています。

今日は、これについて説明させていただきます。

1ページ目、1番を御覧ください。

まず、鳥獣被害と出没の傾向ということで、まず出没、熊のほうなのですが、令和5年度は熊の出没が過去最多となりました。

全国的に熊の出没が多い年でしたが、一関市も同じように、令和6年1月末時点で404件と過去最多となっています。

これまでの最多は、平成28年度の399件だったのですが、それを上回っております。

右側に、出没通報件数及び捕獲頭数の表があります。

出没に関しましては、令和4年度の177件から数倍になっております。

また、捕獲につきましても、令和5年度は85頭と、令和4年度の約2倍以上となっております。

また、次に、2番、ニホンジカとイノシシ被害の拡大ということで、市内ではニホンジカやイノシシの農作物の被害が増加しております。

特にイノシシについては、市の西部を中心に出没していましたが、令和5年度は室根地域や藤沢地域でも目撃、あとは被害があるなど生息範囲が拡大し、今後対策を効果的に進める必要があると考えております。

右側に、ニホンジカとイノシシの市内の農作物被害額及び市の有害捕獲頭数の推移を表した表をつけております。

ニホンジカの被害額は、令和3年度に一度下がっているのですが、令和4年度、また2倍程度増えて621万円、イノシシの被害額は、令和2年度からずっと増加傾向にありまして、令和4年度は503万円となっております。

捕獲数につきましては、ニホンジカのほうは、令和2年度から右肩上がりになっておりまして、令和4年度は939頭と1,000頭に迫る勢いで捕獲が行われております。

イノシシの捕獲数につきましては、令和2年度、令和3年度、令和4年度と200頭を超しており、今後も増加が見込まれます。

次に、これらの被害を受けて、市ではどのような対策をしているかというのを2ページで説明させていただきます。

2番、鳥獣被害の対策ということで、農作物等の被害を防止するため、関係機関との連携を図りながら、以下の対策を実施しています。

まず一つ、被害防除、柵を張って、圃場にイノシシだったり鹿が入るのを防ごうという取組になります。

国の2つの補助を使った電気柵の設置、柵の設置と、市が補助する制度があります。

まず一つ、集落単位で取り組む柵の設置に係る国庫補助ということで、こちらは一関市が構成員となる一関市鳥獣被害防止対策協議会が岩手県から補助金を受けて、集落の人たちに電気柵を設置してもらい、その資材の費用全額を国庫補助で行うといった取組を行っております。

令和5年度の実績見込みは、一関地域5地区、大東地域1地区の6地区で、延長は約27キロメートルの設置見込みとなっております。

金額にして1,200万円ほどの予算が見込まれます。

次に、農家個人が取り組む柵の設置には、市の電気柵補助を行っております。

こちら補助率、資材費の3分の1、上限6万円で補助を行っております。

こちらは、令和5年度の実績見込みが24件、総延長にして、およそ12.4キロメートル、金額にして、およそ106万円となっております。

次に、対策としては有害捕獲、猟友会との連携を図りながら、イノシシやニホンジカの駆除を行っております。

一関市鳥獣被害対策実施隊猟友会の方々の中から、猟友会長から推薦を受けた方を委嘱して、一関市鳥獣被害対策実施隊員として、市の非常勤特別職として有害捕獲に従事していただいている方が今190人おります。

その方々には、通年でイノシシでしたり、ニホンジカ、その他ハクビシン等の鳥獣の捕獲許可を出して、有害捕獲に取り組んでいただいております。

また、②番の鳥獣被害防止協力員による迅速な被害調査と情報共有ということで、こちら、市の会計年度任用職員になりまして、熊の広報でしたり、市民の方から被害の、例えばイノシシに畑を荒らされたというときに出勤して被害調査をしていただいたり、また、猟友会の方と連絡を取り合って、迅速に捕獲対応ができるように業務に当たっていただいております。

こちら、今まで林政推進課、もとの農地林務課と大東支所に1名ずつ配置していましたが、令和5年度から1人増員して3人体制、もう1人は川崎支所に配置しました。

それぞれが担当地域を持って、市内全域で被害調査が迅速に行えるようにしております。

令和5年度は、特に熊の出没が多かったということで、熊に食べられた柿の木の調査でしたり、あとは熊が出たというところにはセンサーカメラを設置して、熊の往来状況を見てもらったりと活躍しておりました。

次に、担い手確保の対策です。

猟友会の人員を確保するため、狩猟免許を取得する経費の補助でしたり、わなの貸与等の支援を行っております。

①番として、一関市狩猟者確保対策事業補助金による狩猟免許の取得補助を行っております。

こちらの狩猟免許を取得する際、例えば試験の費用でしたり、銃の所持許可を取る場合にかかる経費について補助をしておりました。

こちら、令和4年度までは補助率が2分の1だったところを、令和5年度から補助率10分の10と引上げ、また、令和5年度からは、これまで対象になっていなかった猟銃の購入にも上限10万円、補助率2分の1で補助を行うように拡充しております。

令和3年度から令和5年度1月31日時点の実績は53人となっております、これの成果もありまして、制度が始まった平成30年から猟友会の人員の方々の平均年齢1歳若返っております。

また、猟友会のメンバーも50人ほど増えております。

この事業の効果があつたのではないかと見ております。

②番としては、一関市鳥獣被害防止対策協議会等による捕獲わなの貸与や捕獲技術向上研修の開催ということで、こちらも国、岩手県の補助金を用いて、わなを購入して、猟友会に貸出ししたり、あとは研修会を開催したりしております。

令和3年度から令和5年度までの実績としましては、くくりわなを80基購入しております。

また、追加でおよそ130基購入予定です。

箱わな、大きいおりのわなにつきましては、26基購入があります。

また、センサーカメラ、ICTの一つではあるのですが、センサーカメラは10台ほど購入して、捕獲被害調査等に役立てております。

研修会開催につきましては、令和4年度に1回、令和5年度は、岩手県と合同で1回開催し、実績が2回となっております。

最後に、地域ぐるみの環境整備ということで、被害防止活動の取組を地域でやっていただくようにと推進したり、あとは鳥獣が寄りつかない環境整備を推進しております。

まず、市のホームページや営農座談会資料で、放任果樹や野菜くずなど、鳥獣を集落に呼び寄せてしまう誘因物を除去してくださいと呼びかけています。

また、中山間のための交付金を用いて、集落でやぶの刈り払い等を行うことにより、緩衝帯、山と里の間に開けた空間を設けることで、その鳥獣が里に寄りつかなくするような取組を行ってくださいと推進しています。

そして③番、一関市有害鳥獣捕獲応援隊制度による市実施隊員の有害捕獲活動の補助ということで、こちらの有害捕獲、基本的に狩猟免許を持っている人しかできないのですけれども、狩猟免許を持たない方でも、市の安全講習を受けて、猟友会が行うわなの設置の見回りだけ行うという制度があります。

こちらを市では推進しております。

応援隊の認定実績としましては、現在まで8地区97人、一関地域で4地区、花泉地域で2地区、大東地域で2地区の方々に活動していただいております。

3ページを御覧ください。

これらの対策を受けて、3番の鳥獣被害対策に係る今後の課題ということで、3つありまして、まず一つが、(1)有害捕獲の負担の増加です。

捕獲実績、令和2年度から、例えば鹿が2倍以上の捕獲実績が上がったり、いろいろな広範囲でイノシシの被害報告が増えたりしてしまっていて、猟友会1人当たりの有害捕獲に係る負担が増加していると見ています。

それとも関連するのですけれども、(2)として、猟友会の高齢化問題が挙げられます。

先ほど、狩猟免許補助によって1歳若返りましたとは言ったものの、依然、平均年齢が63歳と高い高齢化が進んでおります。

今、どんどん新しい人を確保はしているのですけれども、今後も対策を続けないと、経験豊富なハンターがどんどん減少していつまでかなくなって、例えば、有害捕獲、動いてくださいと言ったときに動いてくれる人がいなかったり、若手、若いハンターへの技術伝承が行われない可能性が懸念されます。

10年、20年先を見据えた担い手の確保と育成が必要になってくると考えております。

最後、(3)が鳥獣の生息環境変化による被害対応の多様化ということで、主にイノシシなのですけれども、今まで西のほうだけで出ていたイノシシが東のほう、大東地域や藤沢地域、室根地域でも出ているという状態にあります。

そうしますと、今まで、例えば鹿の対策をやってきた地域で、突然イノシシが出てきたと。

そうなると、例えば電気柵の高さはイノシシと鹿で違ったり、格子柵の網目も鹿用につくっているとイノシシの子供にくぐられたりと、今までやっていた対策を少し変える必要が出てきたりというのがあります。

これについて、早急に正しい対策の普及をしなければいけないというように考えております。

この問題を受けて、最後この4番の今後の取組、今後力を入れていくことということなのですけれども、まず一つが、有害捕獲に係る負担の軽減を図る方法として、①が猟

友会の意見をまず取り入れて、国からの交付金、岩手県の補助金を活用した捕獲わなの購入、貸与を少し強化していかなければならないと考えています。

こちら経済的な面の支援といったような形になります。

一方で、②労力的な面の支援としては、捕獲活動の省力化を図るため、ICT技術の実証等をどんどん行って、適切なものを見つけていかなければならないと考えております。

例えば見回り、わなを設置した場所に行ったり来たりする見回りの負担を軽減するために、わなが作動したのを知らせる機械でしたり、あとは、ここに鳥獣が本当に来ているのかというのを知らせるカメラ等の機器等を少し試していかなければならないと考えています。

また、③としては、有害鳥獣捕獲応援隊制度、先ほどちょっとお話しした見回り隊の増員により、捕獲に係る集落からのマンパワーを確保して、猟友会1人当たりの負担を軽減しなければなりませんと考えています。

次に、猟友会の高齢化に対応するための取組としては、狩猟免許取得や技術の向上をサポートして、長期的な有害捕獲の担い手確保を図る必要があると考えています。

一つは、関係機関と協力して、狩猟者確保対策事業補助金、狩猟免許の補助の活用をどんどん推進していかなければならないと考えています。

具体的には、狩猟免許試験の申込先である隣の合同庁舎の一関保健所と協力して、窓口で市の補助金の制度を紹介してもらったり、それ以外のPRをどんどん続けていくなどといったようなことが考えられます。

もう一つは、捕獲技術向上を図るため、会議の場などで情報交換を行うとともに、技術向上研修の開催を今後も検討していかなければならないと考えています。

やはり狩猟免許を取っても全然動かない、取ったままで活動しないというハンターも中にはいるようでして、そういった方々が経験を積んで捕獲に携わってもらえれば、今後10年先、20年先も人員の確保ができますし、何より捕獲頭数の増加が見込まれますので、この辺の技術の伝承や情報交換のサポートは行っていきたいと考えています。

最後、(3)の鳥獣の生息環境変化による被害対応に対する取組としては、まず、正しい鳥獣被害対策の知識や制度を周知して、集落ぐるみの被害防除の推進ということで、まず一つが、鳥獣被害防止協力員の知識向上を図り、迅速な被害調査かつ適切な鳥獣被害対策を実施できればと考えています。

熊の広報でしたり、被害調査を行う市の会計年度職員の知識向上、例えば、こういう被害があったときにはこの対策をすればいいのだという知識をどんどん市の方で研修を受けたりして増やしてもらって、被害の通報があったときに、その地域に適切なアドバイスができるといった体制を今後強化していきたいと考えています。

②鳥獣被害防止対策研修会の開催など集落の要望に応じた出前講座を実施するということで、今年度、結構、川崎地域でしたり藤沢地域でしたり、室根地域から鳥獣被害対策について、集落でしたり、まちづくり協議会のほうで説明の依頼が入っています。

こういう場を活用して、例えば、集落の人にイノシシはこういう対策が必要なのだ、鹿はこういう対策が必要なのだというのを、市職員だったり、専門的知識のある人が出向いて説明できる場をどんどんつくっていければと考えています。

最後、チラシや市広報などにより、鳥獣被害対策の知識について市民への周知を図るということで、令和5年度4月には、鳥獣被害対策のかわら版ということで、広報の折り込みチラシを全戸配布したところですが、こういった取組を今後も定期的に継続して続けることで、正しい被害対策の知識を皆さんに周知できればと考えています。

以上で説明を終わります。

委員長：これより質疑を行います。

佐藤浩委員

佐藤（浩）委員：まず1点目、鳥獣被害対策と言っているのだけれども、鳥の部分は出てこないのだけれども、鳥は農林部のほうでは一切何もやらないという考え方でいいのですか。

再三、一般質問等で、この鳥獣被害対策については、横断的に全庁で取り組むべきではないかということは提言してきたのですけれども、今の説明の中では、鳥は出てこないということについての説明をお願いしたい。

委員長：佐々木主事。

林政推進課主事：鳥の被害という、例えばカラスの農作物被害というものも把握しているところでございまして、市では、カラスの捕獲にも通年で許可を出して猟友会の方に取り組んでいただいているところです。

また、他機関、農業共済組合でしたり、漁業協同組合からの依頼を受けて、サギ類の捕獲等にも取り組んでいるところです。

今回の説明では、もちろん取り組んでいないわけではないのですけれども、特に被害が多い、イノシシ、鹿の対策ということで説明させていただいたところですので、対策を全くしていないというわけではないです。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：鳥の被害というのは、カラスのふん害とか、そういったものがどうしても出てくるのだけれども、それについては、今までどおり、まず、役所側とすれば、農林部と生活環境課等を挙げて対策をやっていくのだという姿勢は変わらないということですね。

委員長：佐々木主事。

林政推進課主事：どうしても私たちは農作物被害の対策ということで特化したノウハウを持っていますし、生活環境被害ですと、部署は変わるのですけれども、生活環境課のほうで、例えば追い払いだつたりのノウハウを持っているということで、そこはそれぞれが適切かつ効率的に対応できるようにすみ分けをしているところです。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：この鳥獣被害については、本当に毎回いろいろな方々から、いろいろな一般質問の中でも取り上げられてきている中で、一生懸命やっているというのは分かります。

中でも令和5年度については、出没件数とか被害額がどんどん増えているということなのですが、いずれ、熊が出たけれども、通報しないという人たちもいっぱいいるのです。

出るのが当たり前だという人もいるのですから、この数ではないということは十分予測がつくと思うのですけれども、あと、被害額の捉え方というのは、イノシシとかニホンジカ、例えば、木の芽を食べられたとかということだけれども、イノシシの被害額というのは、農作物の額の捉え方というのはどういう捉え方をしているのですか、イノシシの被害額というのは。

委員長：佐々木主事。

林政推進課主事：農作物被害の集計をする際に、例えば、何個か方法がありまして、いろいろな方面から集めているのですけれども、一つが農政推進委員からの聞き取りによる集計でして、申告をしていただく。

例えば、この田んぼで何アール分やられたとか、何キログラムの被害があったという報告をいただいて、そこから金額で教えてもらえれば、その金額を使うのですけれども、そうでない場合は、平均的な米の反収だったりから、この面積だと幾らぐらいの被害があるというような形で集計しているところです。

また、もう1個のルートとしましては、農業共済組合で、例えば保険の適用の関係で、どれぐらいの被害があったかというのを調査しているのですけれども、その方々が集計したのを情報提供いただいて、その数値を適用させているというものもあります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：イノシシの被害額というのは、この503万円と令和4年度は出ているけれども、こんなものではないと思うのです。

何でかというのは、やはり農業施設のほうの被害、ため池の堤防が壊されたから、それに伴った被害とか、水路の補修分とか、そういったものも全部これに入ってくる、あくまでも農作物だけの被害ではない、そういった農業施設の被害というのも、やはり被害額の中に入れておかないと大変だということをやはり額で示していかなければいけないのではないかなというので、その辺、横のつながり、農林サイドと、建設サイドのつながりの中で、そういった被害額もこの中に入れていくようなことが必要ではないかと思うのですけれども、あくまでも農作物という意味ではなくて、鳥獣被害だというような捉え方をしていけないといけないのではないかと思うのですが、その辺の考え方、今後どうするつもりですか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：まず、今数字としてお話ししたのは、農作物の生産上の被害、イノシシであれば、田んぼに入られて収穫ができなかった分というような計算でございますが、鳥獣による被害ということになれば、今、佐藤委員がおっしゃるとおり、それ以外の被害もあるというようには思います。

ただ、農作物以外の被害の算定というか、被害額の算出については、ちょっといろいろ研究しなければならないというようには感じましたけれども、被害としては、そういう被害もあるということを皆さんにお知らせしていかなければならないというように感じましたので、今後検討させていただきたいと思います。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：今年から、熊の捕獲についても指定されて、岩手県のほうでも、今後そういった国からの補助を利用していろいろな対策を練るのに非常にありがたいような知事のコメントもあったけれども、熊を指定したことによって、一関市にもやはりそういった恩恵というわけではないけれども、そういった支援制度を使えるということになるのか。

委員長：小山林政推進課長。

林政推進課長：熊の指定管理鳥獣の話題だと思いますが、今のところまだ詳しい情報が、国なり岩手県からこちら側に来ている状態ではありませんけれども、指定管理鳥獣になることで、まずメリットとしては、国からの交付金が入るとというのが新聞等の情報であります。

それについては、今のところ指定管理鳥獣の指定を受けた、今はイノシシ、ニホンジカがあるのですけれども、その対策としては、岩手県のほうで猟友会に指定管理鳥獣の管理委託ということで委託をして捕獲をしているという動きがあります。

それと同じようなものになるのではないかというイメージを持っています。

ということは、岩手県に交付金は入りますが、市には来ないのかなという感じであるところでありまして、指定管理鳥獣ということで、年間を通じて対策を取るためのお金ということではないのではないかという感じはしています。

なので、情報を今待っている状態ですし、アンテナを高くしている状態ですが、まだそういった詳しいところが入ってきていないというところでした。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：分かりました。

確かにそういった交付金とか何かでやっていくというのは非常に有効に使ってこの対策をやってほしいのですけれども、今一番心配しているのが、やはり捕獲したイノシシの豚熱、あれを養豚業者の方々がとても心配しているのですけれども、本当にその辺の対策というのは、それこそ早期にというか、十分その辺を配慮しながら、イノシシにつ

いての対策は練ってほしいと、これは本当に地元からそういった要望が出ているので、その辺の具体的ということよりも、やるよという決意というか、策ですね、その施策について何かお教えできませんか。

委員長：佐々木主事。

林政推進課主事：令和4年に初めて一関市でも豚熱に感染確認したイノシシが発見されて、それ以降、市では、まず一つが、市で防疫対策の資材購入、例えば、消毒用の消石灰であったりアルコール、あとは長靴や泥を落とすブラシの購入を行って猟友会に貸与して、必ず血液が周囲に飛び散ったりとかしないように、感染拡大を防ぐための防疫対策を取っていただくようお願いしております。

またその作業、今までの捕獲に合わせて、ブルーシートを敷いたりとか、石灰をまくという負担が増えているので、令和5年度から、その分の作業負担を考慮して、感染が確認された区域で捕獲されたイノシシについて、市のお金で1,500円の捕獲謝礼の加算を行っております。

これらの手厚い支援をしていますし、今後も続けていく予定ですので、猟友会の方には、必ずこの対策をやりながら、イノシシの駆除も併せて進めてくださいと、今後お願いしていくつもりです。

あと鳥獣のほうで駆除する一方で、畜産のほうで豚熱に感染しないようにワクチンを埋めて、イノシシに食べさせて、豚熱への免疫をつけてもらうというような対策を岩手県が猟友会の人に依頼して行ってもらっているところです。

豚熱が出て、養豚業者は結構敏感になっているところだとは思うのですが、そういった対策もしていますので、なるべく養豚業の影響がないように駆除を進めていくつもりです。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：捕獲頭数とか出沒の件数が増えているのですけれども、大体熊とか、ニホンジカ、イノシシの頭数というのは把握されているのでしょうか、どのぐらいいるとか。

あと増えている、減っているとか。

委員長：佐々木主事。

林政推進課主事：岩手県のほうで、例えばふんの数とか、熊でしたら、毛のヘアトラップというような調査を用いて推定値を出して、それぞれの管理計画を立てるための材料にしていたりはするのですが、正確なところは、推定といったような形では出ているような感じですか。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：捕獲頭数がこうやって増えているのですけれども、これはやはり生息している頭数が増えているものなのか、それとも捕獲技術が向上して増えているのかという、その辺はどのように見ていらっしゃるのでしょうか。

委員長：小山林政推進課長。

林政推進課長：熊、それからニホンジカ、イノシシといったところで申し上げますと、まず、熊については、イノシシ、ニホンジカの捕獲の頭数が増えているのに関連性が若干あるところなのです。

イノシシなりニホンジカが年々増えているといったところで、わなによる捕獲を猟友会がしているところです。

箱わなではなくて、先ほど購入のわなの種類でも、くくりわなというものをお話しした経過がございますが、イノシシ、ニホンジカを捕獲しようということで、くくりわなを仕掛けたところに熊がかかるということで、錯誤捕獲と申しますが、そういったところで、熊の捕獲が急に伸びているように見えるのは、そういった関連もあります。

また、ニホンジカ、イノシシの捕獲についても数字が伸びているというのは、やはり生息数が増えているということと、あとは、やはり捕獲技術の向上というものが挙げられると思います。

イノシシについては、やはり最初の頃は、箱わなを使った捕獲というものを行っておりましたが、なかなか用心深い動物ということで、わなに入らないという傾向がございます、いろいろな講師の先生をお呼びして、研修会などを平成27年とかのあたりにやってきました。

その中で、やはりくくりわなという形での捕獲が効果的だということ、それから、埋め方なり設置の仕方というところの情報をもらいながら、そこで猟友会のスキルアップというものが図られてきたのかというように思います。

あとは、仕掛ける箇所数も相当数やはりわなの数が増えた関係で、わなを仕掛ける箇所数も増えているといったところで、出没情報があったところにわなを仕掛けて、効果的に捕るという流れができていくというように思っております。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：我が家の庭にも熊が来て、これだけ大きな爪痕を残して行って、生活しているところだったのですけれども、花巻市では、カメラを使って、AIを使ってでしたか、出てきた動物を把握して、捕獲に結びつけるとか、あと通学路の安全確保のために熊の出没情報を出すというような、そんな取組をされているようですけれども、本市としても、そういうようないろいろな技術を使って熊を見つける、捕獲に結びつけるというのも、先ほど今後の取組の中の(1)の②にありましたけれども、そういった、なるべく人の手を煩わせないで確実に見つけて捕まえるという方法、最新技術を使ってやられたらいいのではないかとことだけ申し上げておきます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：対策の2ページの環境整備の件なのですが、やはり、今年度熊の出没が多いということで、かなり地域の市民の方々も戦々恐々としている場面がありましたので、その中で、やはり緩衝地域、緩衝帯をつくっていくということが大事だということに言われているのですが、このやぶの刈り払いなどの実績とか、あと各地域にそういった緩衝帯をどれだけ必要なのか把握するという、今後の計画などがあればお伺いしたいと思います。

委員長：小山林政推進課長。

林政推進課長：各種交付金といったところで、やぶの刈り払い等をしていただいて、その人夫賃なりというところを、そういった工面の中で対応できますというPRはさせていただいているところですが、その実績という部分については、なかなか把握できていないのかなというように感じています。

それから、箇所数の把握についても、むしろ、そうでないところのほうが今は多いと思いますか、藪の刈り払いがなされていないところがすごく多いなという、山林が荒れている、里山が荒れているというお話が普通に聞かれるような状況の中で、やはり、管理しなければいけないという部分がすごく多いというところでは。

そして、交付金を活用して刈り払いされているところはあることはあるのですが、なかなか全体までには及んでいないのかなというところなので、我々も呼びかけをもう少し増やしていきながら、地域ぐるみといった中で、住民の皆さんにも御協力いただく中で対応していくということなのかなというように捉えていました。

委員長：岡田委員。

岡田委員：そうすると、また何か計画をみたい目標を持っていないということですか。

委員長：小山林政推進課長。

林政推進課長：そうです。

委員長：岡田委員。

岡田委員：ぜひ計画を持っていただければと思いますので、お願いします。

委員長：小山委員。

小山委員：熊の捕獲が85頭、ニホンジカの捕獲数が939頭、イノシシが217頭、これはみんな殺処

分ですか。

委員長：小山林政推進課長。

林政推進課長：これは全て殺処分ということで対応しておりました。

委員長：小山委員。

小山委員：それは、個々の猟友会にお任せしているという、そういう感じで、どこかに穴を掘って埋めるとか、その処分方法というのはどういようになっていますか。

委員長：小山林政推進課長。

林政推進課長：基本的には、捕獲した猟友会の会員の方というか実施隊員が捕殺をして、熊ですと、おりに入った状態とか、わなにかかった状態で、銃でとどめを刺すという形、イノシシ、ニホンシカも銃でとどめを刺すことが多いかと思いますが、その後については解体が必要になります。

現状ですと、焼却場に持って行って焼却するという処分が、一応、我々の補助事業の関係もあるのでありますが、そういう形をとっていただいております。

焼却場では、そのままの状態焼却炉に投入するというのがちょっとできないものなので、ごみのビニール袋に入るような形に、東と西で現状は違うのですが、解体が必要になっていると。

ですので、我々としても、猟友会の負担がどんどん増えているという状態で、何とかしたいという思いはあるのですが、なかなか清掃センターのほうの施設のほうも新しくはなる今後の施設についても、そういった対応は難しいという答えもありましたし、頭を痛めているといった状態ではあります。

委員長：小山委員。

小山委員：熊を捕獲すると、熊の胆が漢方薬になるということで、遠くのほうから買いに来るといふか、昔そういうのがあったのだけれども、そういう関係のことは猟友会にお任せしているのか、熊の胆の売買というか、そういう部分は聞かないですか。

委員長：小山林政推進課長。

林政推進課長：基本的には、有害捕獲で捕獲した個体については、焼却をお願いしているところでありまして、基本的には、焼却というルールに基づいて対応していただいているという感覚です。

委員長：猪股委員。

猪股委員：小山委員の関連ですけれども、頭数が多くなってきて、イノシシ、熊、鹿は焼却処分が基本なのでしょうけれども、どうしても現場処理というか、そういうことも埋められるところは、そういうようなことも当然あってしかるべきなのではないかと思います。

そこで、議会だよりも書いたのですけれども、今は、焼却することによって証明書を出してもらっているのですけれども、現場処理になると、証明書というものがどこにもないものですから、やったかやらないかは、その人たちにしか分からないと。

写真があれば分かると思っっているのですけれども、そこを現場処理による一定の写真とかいうようなことで証明を出してもらって、補助申請するというか、そういうことを要望されているのですけれども、その辺の対応というのは、何か新たな対応というのはあるのでしょうか。

委員長：小山林政推進課長。

林政推進課長：基本的には、まだ具体的にどうしたらいいかというのはちょっとなかなかないのですけれども、現場処理もないわけではないという感じはしていますが、原則ということでは、焼却ということで、その受入れした証明書を持ってというセットで処理してもらっているという中です。

あとは、つい先日ですけれども、福島県のほうで固体にスプレーでマーキングをして、その個体を使い回しにならないような仕組みを国で制度化して進んでいるのですけれども、その中でも、1頭捕ったイノシシを、マーキングを塗り替えたりして、2頭分として不正に交付金を得ていたというニュースもまた出てしまいましたので、しばらくぶりなのですけれども、また厳しくなるのではないかとちょっと危惧しているところですが、そういう例もあるという中で、あまくばかりもしてられないというのが国の考え方かと思っていました。

委員長：猪股委員。

猪股委員：いずれハンターの負担とか処理頭数も多くなっていくということになってくると、奥州市はそこら辺も柔軟に対応しているような話も聞きますので、正しいことをやっているという前提の中で、ぜひ簡素化を進めていただけるようお願いしておきます。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で質疑を終わります。

以上で、鳥獣対策についての調査を終わります。

職員退席のため休憩します。

( 休憩 15 : 58 ~ 15 : 59 )

委員長 : 再開します。

その他に入ります。

広聴広報委員会から、各常任委員会に市民と議員の懇談会の意見等の取扱いについて調査依頼が来ております。

書記より説明をさせますので、よろしくお願ひします。

伊藤書記。

書記 : 資料を御覧ください。

昨年実施した市民と議員の懇談会で提出された御意見などを広聴広報委員会でとりまとめ、それを基に、当局への提言案の作成について、こちらの委員会に依頼が来ております。

常任委員会での調査を行い、提言案を2月末までに作成し、広聴広報委員会へ提出、広聴広報委員会での提言案をとりまとめ、3月に市長等へ提言書をお渡しするとのことです。

広聴広報委員会では意見を取りまとめ、産業建設常任委員会に大きく5項目について、産業振興、企業支援、公園整備、働く場の確保、商業施設等の確保、これは、市民と議員の懇談会で出された976の項目をまとめた大きな項目となっておりますけれども、こちらについて調査を行い、提言してはどうかとの案でございます。

期間が短い中となりますが、御協議のほどお願いいたします。

委員長 : この件につきましては、昨日、広聴広報委員会の委員長から、2月末までの調査をというようなことで、物理的に不可能なので、確認というか、産業振興、農畜産物のブランド化、森林資源の有効活用、一関の自然やTGCイベントを生かした観光振興、それから起業支援としては、学生起業家のスタートアップ支援、それから公園整備としては、公園の増設、既存公園内の遊具、トイレの整備、それから働く場の確保としては、学んだ知識や技術を生かせる職種・職場の確保、それから商業施設等の確保については、空き店舗の利活用、若者が集える商業施設等の誘致ということで、高校生からそういう意見をいただいたわけですが、これについて、改めて調査するという時間がないので、この内容について、そのまま常任条委委員会で、良として、市長に提言するというような組立てではいかかというように思っておりますが、皆さんの意見をお聞きしたいと思ひます。

岡田委員。

岡田委員 : 常任委員会ごとの提言については、これまで常任委員会でいろいろな意見も出て、今日は、いわて南牛の普及と鳥獣対策について所管事務調査を行ったのですが、それに加えて、広聴広報委員会からも別に提言の項目が来て、それも合わせてやるという流れになっていたのか確認です。

二重になりますよね。

委員長 : あくまでも市民と議員の懇談会で意見としてもらったものだから、それはそれとしてこういう要望があったということ、当委員会ではよしとして、3月末までの依頼文書が来たわけですが、これから、一つ一つこの内容について調査するというのは、ちょっと物理的に不可能だと。

それは、当然、広聴広報委員会の委員長もそういうような考えなので、その5項目について、文案については、もしこれで5項目、当委員会の提言案としてよしとすれば、提言内容については、正副委員長に一任していただいて、2月末に広聴広報委員会に報告するという流れになるかと思えます。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員 : 広聴広報委員会で、このようにまとめてくれたということで、市民と議員の懇談会の中での意見とか要望とかということでやったのでしようけれども、実際に、もう市のほうで手をつけている部分とか、その説明ができていないという項目もこの中にあるような気がするので、今、委員長が言ったように、正副委員長の中で、この中からピックアップして、これについては提言したほうがいいのか、要望したほうがいいのかというのをピックアップしてもらって、そして、今言ったように、広聴広報委員会のほうに上げると。

その辺ちょっと正副委員長に委ねたいと思いますけれども。

やはり調査ということになると、もっともっと深くやらないといけなくなるので、そういう要望が市民と議員の懇談会から出てきた中身について、産業建設常任委員会の分については、こういうのがあったけれども、これとこれについては要望したほうがいいのかというようなことは判断してもらっていいと思うのです。

委員長 : その辺は、他の常任委員会との報告と整理した形で、トーンは同じにしないと、内容、整理の仕方も、その辺は、ちょっとこれからほかの委員会の動きなどを捉えて、合わせていきたいというように思っておりますが、いかがですか。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員 : 調査して出してくれというのは絶対無理だということは思っているのですが、これを提言すべきだと、提言したほうがいいのかというようなことについての判断だけをしてもらっていいのではないかと思います。

委員長 : こういうのがあったということで、5項目に広聴広報委員会でまとめてくれたようなので、それを良として、今言ったような、例えばもうTGCイベントを生かした観光振興というのも来年度もやると決まったものについては、取扱いをほかの常任委員会と同じように、例えば、こういうのはあえて提言の中に加えなくてもいいのではないかと、うところは整理していきたいと思えます。

猪股委員。

猪股委員：今のところも含めて、実際のところの項目でいったら1,000ぐらいあるのです。

それをここに抽象的な形でまとめたということなので、この裏にあるのは、それを見ないと分からない部分があるのです。

だから、短絡的にこの文章だけ見てどうだというようなところはちょっと難しいところがあって、それで広聴広報委員会としても、どういう取りまとめたほうがいいのかと、だから、まず提言という形で皆さんから意見をもらったということであれば、それはそれとして市のほうに伝えると。

多分、今までもそうなのですから、提言としたものの進捗状況を、どこまでいったというようなところまでたどり着いていないので、今までの提言も。

だから、今回もというわけではないのだけれども、いわゆる、その程度の部分として収めていたほうがいいのかというようなことでありました。

委員長：いずれ、最終的にほかの委員会とトーンを合わせるというところで、当委員会の提言としたいというように思っていますので、そういうことでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長：では、そのような取扱いにしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議がないので、そのとおりといたします。

それから、次の予定ですけれども、2月通常会議中の日程を確保して、令和6年度の先進地行政視察をどこにするか、どういう内容でいくかというところを協議する委員会を日程調整して、2月通常会議中になるのか、その後になるか、ほかの委員会の動きを見ながら、これも正副委員長で日程調整してお諮りしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で、本日予定した案件は終了しました。

そのほか、皆さんから何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で本日の委員会を終了いたします。

(閉会 午後4時09分)